

令和5年度

福井市道路除雪計画



福井市建設部

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）



わたくしたちは 不死鳥福井の市民であることに誇りと責任を感じ
郷土の繁栄と幸福をきずくため 力をあわせ 不屈の気概をもって
このねがいをつらぬきましょう

実践目標（平成31年4月～令和6年3月）

- 1 **すすんで 親切をつくし**
愛情ゆたかなまちを つくりましょう
あいさつで ふれあうよろこび 深める絆
- 2 **すすんで 健康にこころがけ**
明朗で活気あるまちを つくりましょう
スポーツで 広がれつながれ 元気の輪
- 3 **すすんで くふうをこらし**
清潔で美しいまちを つくりましょう
ふるさとを 今よりもっと 美しく
- 4 **すすんで きまりを守り**
安全で住みよいまちを つくりましょう
たかめよう 交通マナーと 防災意識
- 5 **すすんで 教育を重んじ**
清新な文化のまちを つくりましょう
ふくいの魅力 学んで知って 広めよう

（昭和39年6月28日制定）

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会

目 次

1	目 的.....	3
2	除雪の基本方針.....	3
3	道路除雪の実施体制.....	4
	(1) 除雪の実施期間	4
	(2) 除雪の実施体制及び組織	4
	(3) 組織の機構図	5
	(4) 道路除雪作業ブロック	7
	(5) 連絡体制.....	9
4	道路除雪の実実施計画.....	10
	(1) 除雪の作業内容	10
	(2) 除雪路線の区分と出動基準	11
	(3) 歩道除雪.....	12
	(4) 排雪.....	13
	(5) 路面凍結防止	14
	(6) 除排雪機械の配備計画	15
5	異常な降雪がある場合又は見込まれる場合の除雪対応について.....	16
	(1) 異常な降雪が見込まれる場合（事前準備）	16
	(2) 異常な降雪となった場合（除雪実施）	16
6	その他の除雪体制.....	20
	(1) 情報収集.....	20
	(2) 情報発信.....	21
	(3) 市民協働による除雪に対する支援等	22
	(4) 除雪機械の確保	24
	(5) オペレータや除雪機械の把握	24
	(6) オペレータの技術の向上	24
7	除雪計画路線.....	25
	(1) 除雪路線延長	25
	(2) 歩道路線延長	25
	【参考】令和3年1月の大雪の写真.....	26

令和5年度 福井市道路除雪計画

1 目的

福井市は、国内でも有数の多雪都市であり、市全域が豪雪地帯対策特別措置法における豪雪地帯に指定されている。

本市では、雪に起因する交通障害による市民生活の混乱など様々な問題を抱える一方で、地域住民の雪対策に対するニーズの拡大により、除雪に関する総合的な施策が求められている。

福井市道路除雪計画は、冬期間における道路交通の安定化と、安全かつ安心な市民生活の確保のため、国・県・市並びに市民・事業者が互いに連携、協議しながら、効率的かつ効果的な除排雪作業の実施を目的として定めるものである。

2 除雪の基本方針

除雪は、市民協働のもと、路線ごとに配備された除雪機械により実施する。

主要な幹線道路については、国道や県道を管理する国、県等と連携し、道路交通ネットワークの維持に努める。その他の市道については、地域住民との連携を図り、降雪状況に応じて効率的な除雪を実施する。

3 道路除雪の実施体制

(1) 除雪の実施期間

除雪の実施期間は、12月1日から翌年の3月31日までとする。

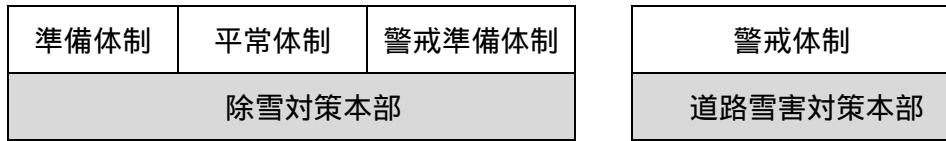
(2) 除雪の実施体制及び組織

各除雪体制の基準は、次表のとおりとする。

体制	降積雪の目安	内容	組織
準備体制	気象情報等により、降雪が予想される場合	<ul style="list-style-type: none"> 除雪協力企業及び職員の待機 	除雪対策本部
平常体制	道路上の積雪深が、10cm以上ある場合	<ul style="list-style-type: none"> 出勤基準に基づき除雪出動（最重点除雪路線は5cm） 雪捨場の準備・開設 主要交差点部等の排雪 	
警戒準備体制	福井地方気象台の福井観測所（豊島2丁目）の積雪深が、60cm程度ある場合、異常な降雪がある又は見込まれる場合など	<ul style="list-style-type: none"> 必要箇所の拡幅除雪 必要箇所の排雪 雪捨場の開設・増設 公園の雪置き場の活用 応援除雪の準備・実施 情報連絡の強化 道路雪害対策本部設置準備 	
		<ul style="list-style-type: none"> 日中除雪の実施 県と連携した応援除雪の準備・実施 	
警戒体制	福井地方気象台の福井観測所積雪深が、警戒積雪深の90cmに達した場合	<p><u>道路雪害対策本部の設置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県と連携した応援除雪の実施 応援除雪の実施 雪捨場の増設 広域応援等の要請 情報連絡の強化 市民協働除雪の支援強化 	道路雪害対策本部

(3) 組織の機構図

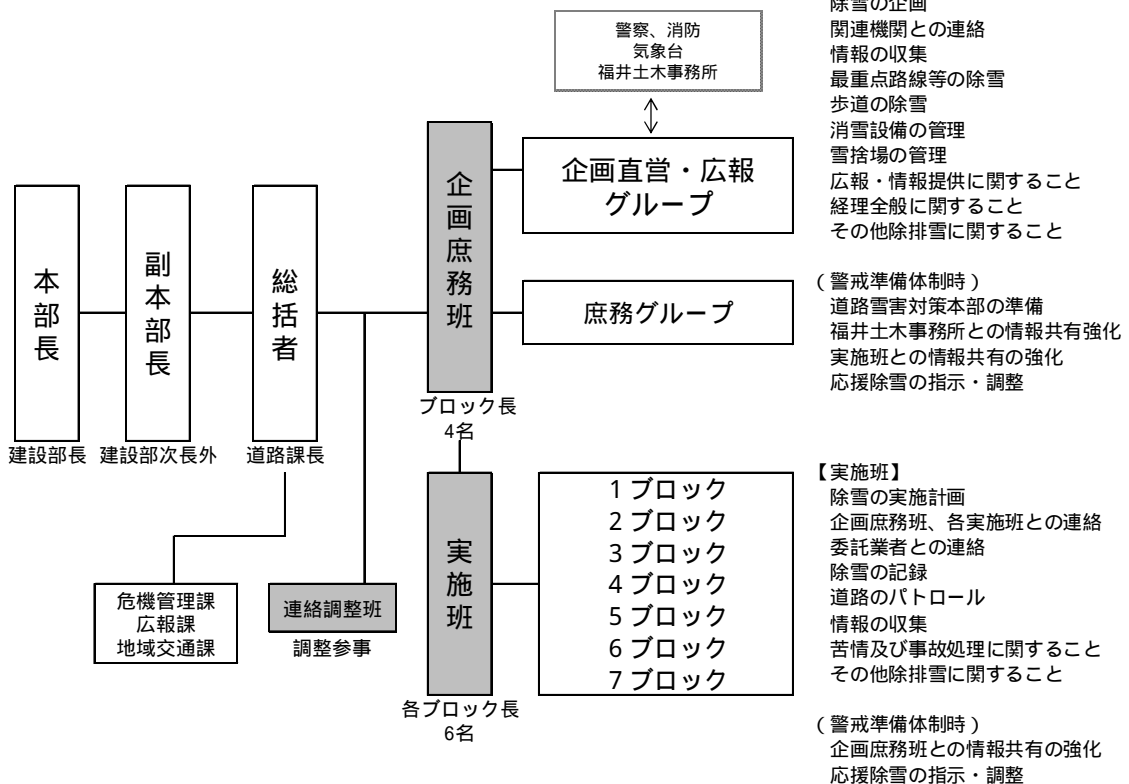
庁内組織は、降雪の状況に応じて、以下の2つの組織体制とする。



除雪対策本部

除排雪作業を円滑に行い、適切な措置を講じるため、建設部長を本部長とした除雪対策本部を設置し、積雪状況に応じて「準備体制」「平常体制」「警戒準備体制」の体制をとる。

除雪対策本部（準備・平常・警戒準備体制）

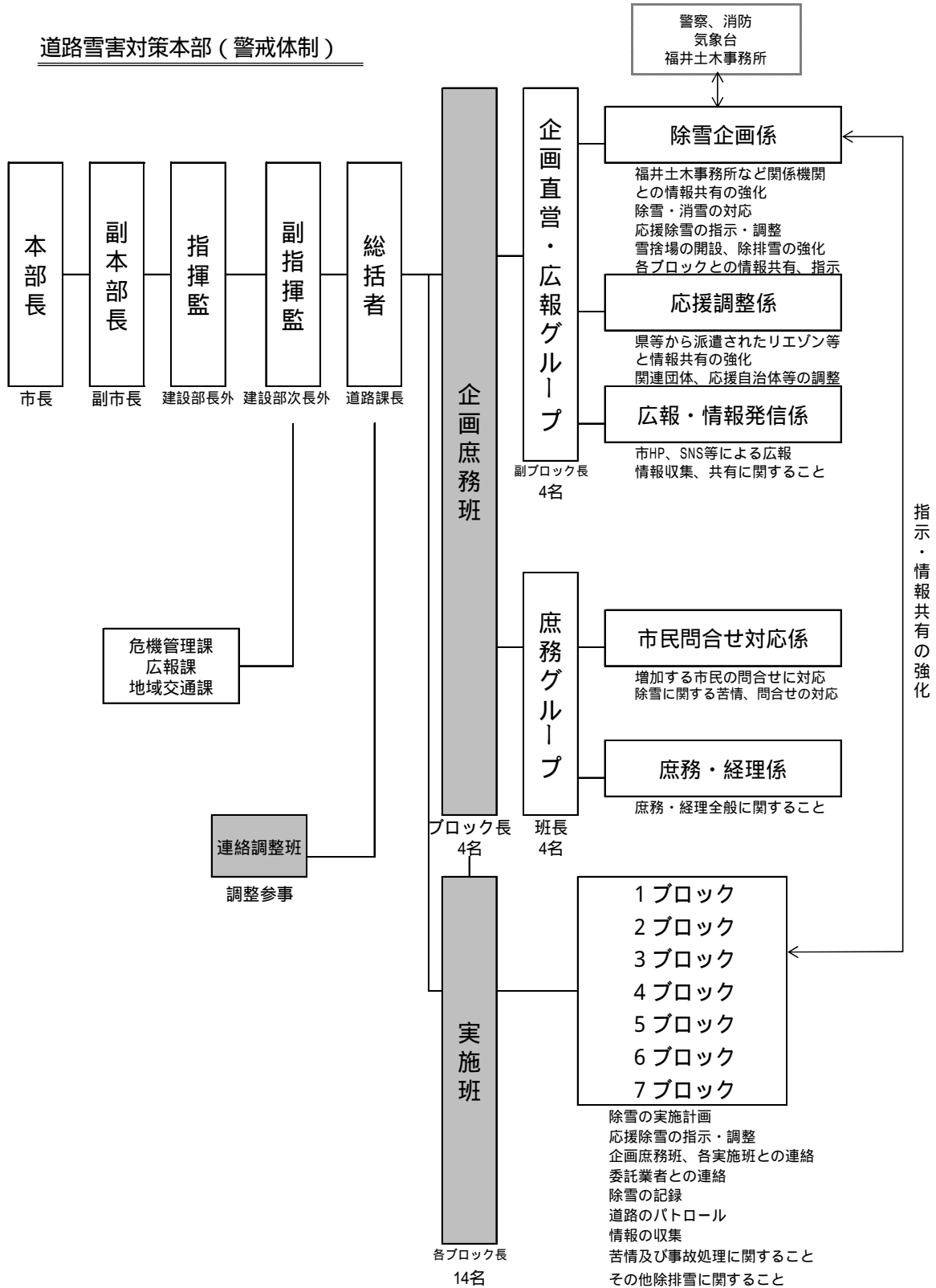


道路雪害対策本部

原則として、積雪深が、警戒積雪深の90cmに達し、市全域で幹線道路等の交通状況が大きく悪化しているなど、雪による市民生活への大きな支障が生じる恐れがある場合、また、異常な降雪により市長が特に必要と認めた場合に、関係機関との連携や対応の強化により、道路交通確保が十分行われるよう、除雪対策本部を道路雪害対策本部に移行する。

道路雪害対策本部の本部長は、市長とする。

道路雪害対策本部（警戒体制）



福井市地域防災計画に基づく福井市災害対策本部が設置された場合には、道路雪害対策本部は福井市災害対策本部に移行する。

(4) 道路除雪作業ブロック

福井市内を7つのブロックに分割し、各ブロックに除雪基地を設けて除雪業務を行う。

各ブロックの担当区域及び基地所在地等は、次表のとおりとする。

ブロック名	担当区域	基地所在地	連絡先
企画直営班	最重点除雪路線・歩道 除雪路線・消雪路線	福井市役所 道路課 (福井市大手3丁目10-1)	20-5560
第1ブロック	市北東部地区	東消防署 (福井市和田東2丁目2205)	50-2206
第2ブロック	市北西部地区・清水 地区	中消防署 (福井市松本4丁目9-36)	97-9978
第3ブロック	市南部地区	公営競技事務所 (福井市明里町2-65)	35-4978
第4ブロック	森田・河合地区	森田公民館 (福井市下森田藤巻町2)	56-2199
第5ブロック	川西・国見・殿下・越 廼地区	川西コミュニティセンター (福井市砂子坂町5-58)	83-1371
第6ブロック	足羽地区	東体育館 (福井市東郷二ヶ町6-6-1)	41-0989
第7ブロック	美山地区	東消防署 (福井市和田東2丁目2205)	50-2206

道路除雪作業ブロック図



ブロック名	公民館名
第1ブロック	日之出、鳥、和田、巴山、吾家、岡屋、東藤島、中藤島、福生(※2)
第2ブロック	湊、春山、宝永、顧化、松本、日新、東安居(※3)、西藤島、明新、安居、清水西、清水東、清水南、清水北
第3ブロック	木田(※4)、豊、足羽、清明、東安居(※3)、和南、社北、社西、康生津、六条(※5)
第4ブロック	河合、森田
第5ブロック	一光、殿下、大坂寺、国見、嶋、粟、藤原、本郷、岩ノ下、越路
第6ブロック	木田(※4)、一光、上文殊、文殊、六条(※5)、東郷、西生(※2)
第7ブロック	栗山

※1 第1ブロックと第7ブロックの除雪基地は、同じ基地。
 ※2 船橋町の足羽川の南の地区は6ブロック、その他は1ブロック。
 ※3 足羽川及び日野川より北の地区は2ブロック、南の地区は3ブロック。
 ※4 川上より西側及び越美北線より南側の地区は3ブロック、その他は6ブロック。
 ※5 下飯生田町の足羽団地は3ブロック、その他は6ブロック。

(5) 連絡体制

除排雪作業を円滑かつ合理的に遂行するため、次の事項に留意し、県やその他の関係機関との連絡体制を確立する。

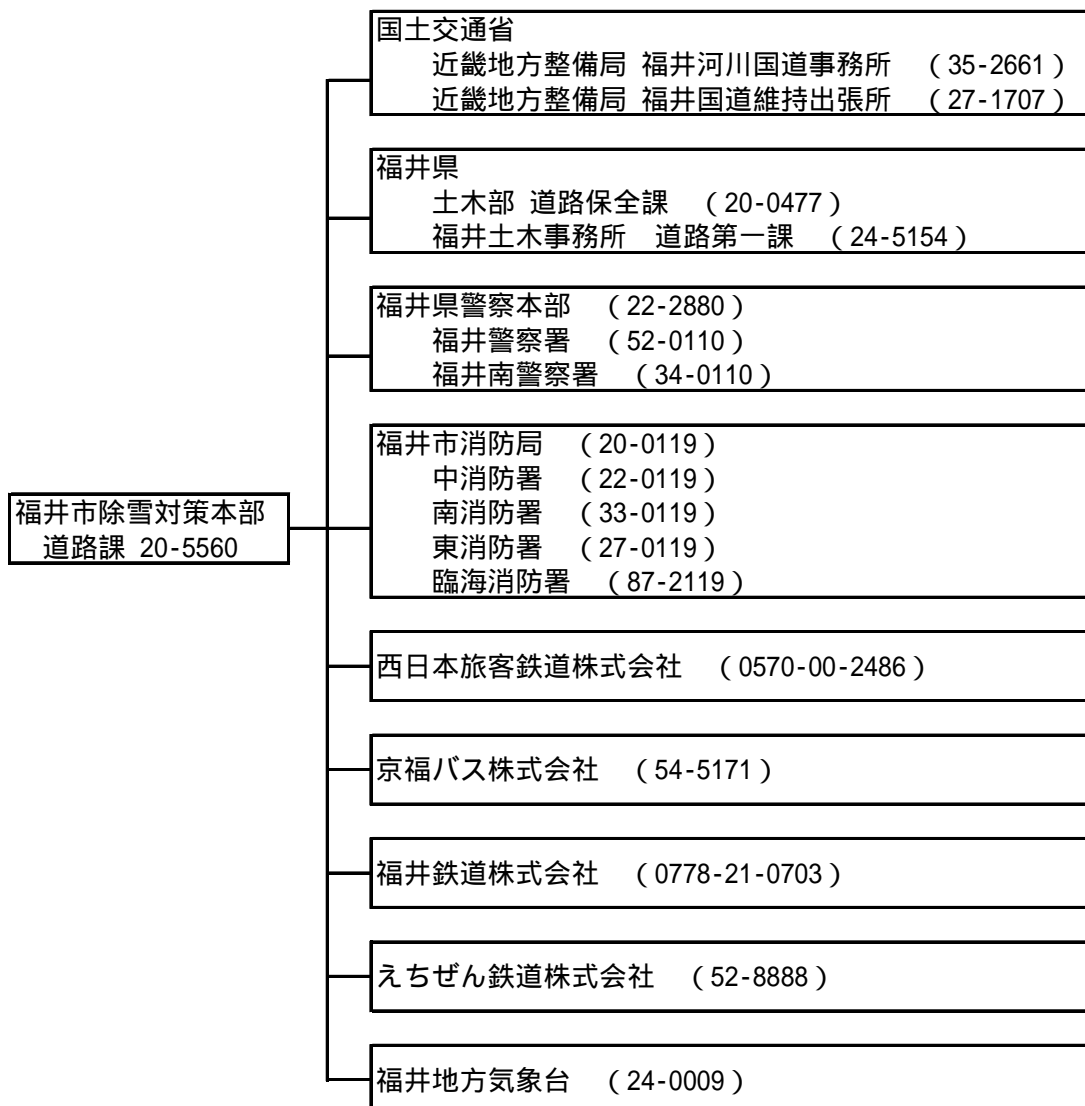
福井土木事務所及び関係機関と、待機の有無、除排雪の開始・終了等の連絡を密にし、連携した除雪作業を行う。

所轄警察署と協議し、路上放置物件の取締り、除排雪作業に対する交通整理、その他の協力を要請する。

国道・県道・JR・私鉄との交差点及び並行路線を除排雪する際は、相互連絡を徹底し、円滑な通行を確保する。

除排雪作業に伴い通行規制を行う場合には、関係機関への情報提供を行う。

関係機関連絡リスト



4 道路除雪の実施計画

(1) 除雪の作業内容

除雪対策本部は、降雪・積雪の状況や、除雪作業後の道路状況を把握し、委託業者である除雪協力企業と緊密な連携、調整を図りながら、効率的に除雪及び排雪作業を実施する。

道路除排雪における作業内容及び出動基準は、次表のとおりとする。

作業内容	出 動 基 準
新雪除雪	路面の新降雪深が、各路線の基準を越え、気象情報等から、さらに降雪が予想されるとき。
路面整正	<ol style="list-style-type: none">1 路面に残雪等があり、放置すると圧雪等により交通困難な状態となる恐れがあるとき。2 降雪による圧雪の解消や、路面の平坦性を確保する必要があるとき。3 気温の変化や通行車の攪乱作用などで圧雪の性質が変わり、極端な不陸が生じ交通障害の原因となる恐れがあるとき。
拡幅除雪	連続した除雪作業により、路側の雪(雪堤)が大きくせり出し、必要幅員の確保が困難となり、交通障害を引き起こすと判断されるとき。
運搬排雪	<ol style="list-style-type: none">1 最重点除雪路線・重点除雪路線・緊急確保路線や主要な交差点部等で、連続した除雪作業により、通行可能な車道幅員の確保が困難になると判断されるとき。2 大雪時において、家屋連坦部などで、堆雪スペースがなくなり、道路幅員が確保できないと判断されるとき。

(2) 除雪路線の区分と出勤基準

除雪路線の区分

交通量を基準とし、路線の性格を勘案して除雪路線を次表のとおり区分する。

路線名	区分内容	実施頻度
最重点除雪路線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の最重点除雪路線とネットワーク化を図り、早期除雪を目標とする道路 ・ 中核サービスステーション（中核給油所）へのアクセス道路 	降雪・積雪の状況に応じて実施
重点除雪路線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と連携し、重点的な除雪を実施する道路 ・ 公共交通機関の運行や物流・燃料配送等を確保するための道路 	
緊急確保路線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国県道とアクセスする幹線道路及びバス路線などの生活幹線道路 	
一般除雪路線	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の未除雪路線、自治会等協力除雪路線を除いた道路 	
消雪施設路線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消雪施設が設置された道路 	消雪施設による対応
春期除雪路線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬期間閉鎖し、融雪期を待ち除雪を行う道路 	春期に1回のみ実施

出動基準

除雪出動基準は、原則として次表のとおりとする。ただし、特別の事由等により、本部長が特に必要と認めた場合も出動するものとする。

路線名	出動基準
最重点除雪路線	道路上の積雪深が5 cm以上を目安とし、県の最重点除雪路線出動と連携し出動する。
重点除雪路線	平常時は、道路上の積雪深が10 cmをこえ、県の除雪出動と連携し出動する。 異常な降雪時に、重点的な除雪を実施するため、県の重点除雪路線と連携して出動する。
緊急確保路線	道路上の積雪深が10 cmをこえ、県の除雪出動と連携し出動する。
一般除雪路線	道路上の積雪深が10 cmをこえ、気象情報等からさらに降雪が予想されるとき、早朝2時頃までに出動する。

異常な降雪...「顕著な大雪に関する福井県気象情報」が発表されるような短期間の集中的な大雪など

(3) 歩道除雪

歩道上の積雪を小型除雪機械等により排除する作業で、降積雪状況に応じ適宜実施する。

対象は原則として、学校から半径500 m程度内の主要な通学路、総合病院周辺、市内中心部を対象とする。

作業は、歩道上の積雪深が20 cmを上回っている場合を基準とし、降雪状況を観察しながら、天候がほぼ安定したときの日中に実施する。

作業の水準としては、長靴・防寒靴で歩行可能な状態を確保するものとする。

ただし、県の早期歩道除雪路線と連絡する市の歩道除雪路線については、県の出動と連携して歩道除雪を実施する。

(4) 排雪

交差点部の排雪

交通量の多い主要な交差点においては、見とおしを良くし安全を確保するため、雪の取り残しがないよう国や県と情報連携を強化し、積雪状況により市内100箇所(市：66箇所、県：34箇所)の交差点部の排雪作業を実施する。

その他の排雪

前述以外の交差点や、拡幅除雪を行う場合で、堆雪スペースがない場合などで実施する。

道路除雪に合わせて実施することを基本とするが、著しい交通障害が発生するなど、交通状況に大きな支障が生じる恐れがある場合は、所轄警察署等の関係機関と連携・調整し、通行止め等の措置を行い、速やかに排雪を実施する。

雪捨場の確保

雪捨場は、次表のとおりとする。排雪作業を円滑に行うため、本部長が必要と認めた場合に設置し、その箇所をホームページ等にて広報する。

雪捨場には、雪を処理する専用ブルドーザ等を配置する。

市管理			県管理							
	橋梁等名	地係	河川名			橋梁等名	地係	河川名		
1	不死鳥大橋	安田町	日野川	左岸	上流	新九頭竜橋	上野本町3丁目	九頭竜川	右岸	下流
2	九頭竜橋	稲多浜町	"	右岸	下流	布施田橋	布施田町	"	左岸	下流
3	花月橋	有楽町	足羽川	左岸	下流	天神橋	篠尾町	足羽川	右岸	下流
4	大瀬橋	大瀬町	"	左岸	下流	水越橋	水越1丁目	"	左岸	下流
5	九十九橋	つくも2丁目	"	左岸	下流	板垣橋	勝見3丁目	"	右岸	下流
6	明寺橋	大森町	志津川	左岸	下流	板垣橋	馬垣町	"	左岸	上流
7	江守橋	江守の里1丁目	江端川	左岸	下流	小宇坂橋	小宇坂町	"	左岸	下流
8						木田橋	勝見1丁目	"	右岸	上流
9						久喜津橋	久喜津町	日野川	右岸	下流
10						日光橋	下市町	"	左岸	下流
11						朝宮橋	下江守町	"	右岸	下流
12						狐橋	東下野町	狐川	左岸	下流

雪捨場の開設にあたっては、県の新九頭竜橋(九頭竜川右岸下流)、天神橋(足羽川右岸下流)の雪捨場と連携し、不死鳥大橋(日野川左岸上流)の雪捨場を開設する。

残りの雪捨場については、積雪状況と道路路面状況を考慮し、随時開設する。また、警戒準備体制からは、効率的な除雪作業のため、公園等を活用して雪置き場を確保する。

(5) 路面凍結防止

降雪の有無にかかわらず、外気温が氷点下に達する等、低温による路面凍結が予測される場合に、その防止を目的として以下の措置をとる。

消雪施設による凍結防止措置

地下水または河川水を散水して消雪する施設を、除雪対策本部の中央制御により強制的に散水させ、融雪水による路面凍結防止を行う。

また、地下水利用制限区域においては、ロードヒーティングや無散水融雪の消雪施設を活用する。

凍結防止剤散布

凍結防止剤散布車による散布作業により路面凍結防止を行う。原則として、交差点・踏切・橋梁・坂道・カーブ等で指定の箇所を散布する。(市内64箇所)

また、橋梁・坂道等の必要箇所には、散布の他に凍結防止剤を現地に常備して緊急に備える。



凍結防止剤散布状況

(6) 除排雪機械の配備計画

機械の種類	市所有台数	民間貸与台数	民間借上台数	合計
ブルドーザ	0台	0台	3台	3台
グレーダ	1台	0台	10台	11台
トラクタショベル	1台	121台	280台	402台
除雪ドーザ	38台	5台	17台	60台
ロータリー除雪車	4台	0台	2台	6台
バックホウ	0台	0台	9台	9台
小型除雪機	14台	0台	18台	32台
凍結防止剤散布車	5台	0台	1台	6台
除雪トラック	1台	0台	1台	2台
小計	64台	126台	341台	531台

昨年度は525台



5 異常な降雪がある場合又は見込まれる場合の除雪対応について

(1) 異常な降雪が見込まれる場合（事前準備）

雪捨場の早期開設

異常な降雪時において、特に住宅街などでは、除雪した雪を置いておく場所が少ないため、排雪作業を伴う除雪作業が必要であり、雪捨場を早期に開設することが重要である。

よって、異常な降雪が見込まれる場合には、県と連携し、雪捨場で使用するブルドーザやバックホウなどの重機を、実際に雪が降る前に雪捨場へ運搬する。

福井県との情報共有の強化

実際に異常な降雪となった場合の除雪体制や連携の確認を行うなど、情報共有の強化を図る。

(2) 異常な降雪となった場合（除雪実施）

幹線道路における日中の除雪について

最重点除雪路線などの幹線道路では、圧雪に伴う今後の除雪作業への影響を軽減するため、異常な降雪時においては、交通量や道路状況などを勘案し、日中においても除雪作業を実施する。

実施の際には、必要に応じ、通行止めなどの通行規制を行い、除雪作業中の安全確保に努める。

県との連携と除雪協力企業が相互に応援する体制

異常な降雪時においては、物流の停滞や路線バスの運休等を防ぐことや、市内全体の排雪作業を効率的に行い、できるだけ早期に交通の確保を図るため、最重点除雪路線などの重点的な除雪が必要である。

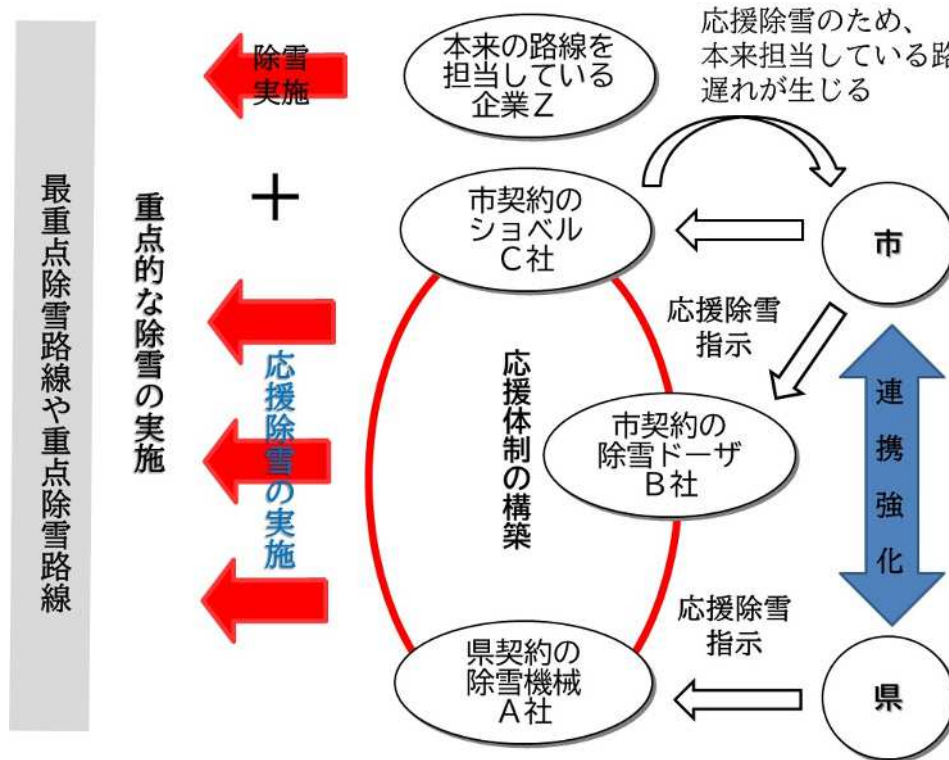
そのため、まずは、最重点除雪路線及び重点除雪路線については、県と連携し、応援の体制を構築し、交通の確保に努める。

その他の幹線道路や作業が遅れているエリアについては、周辺のエリアや他のエリアの企業による除雪の応援を積極的に行い、早期の除雪完了を目指す。

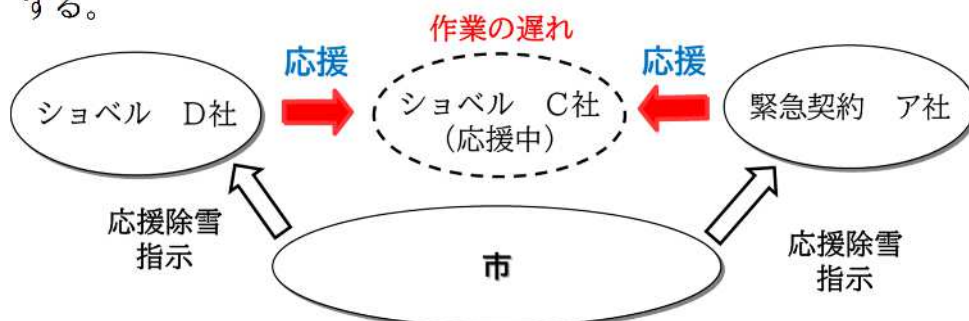
応援除雪のイメージ CASE1 最重点除雪路線等の応援除雪とそのバックアップ

STEP1 異常な降雪に対応するため、県道や市道の中で特に重点的な除雪が必要な路線を、県と連携して除雪するなどにより、早期の交通確保に努める。

その結果、除雪を応援する企業が本来担当している除雪路線に遅れが発生する可能性がある。



STEP2 STEP1 で遅れが発生する可能性がある路線は、応援除雪の間は、その周辺の除雪担当している企業などでバックアップする体制を予め構築する。

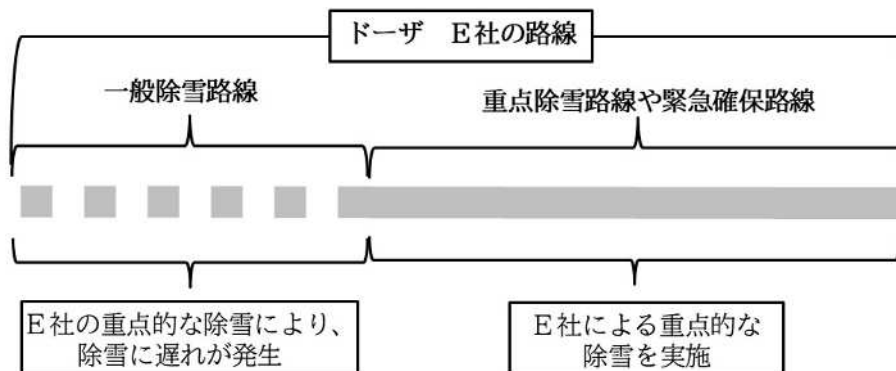


STEP3 STEP1 の除雪が一段落し、シヨベルC社が担当エリアに戻ってくれば、各々が本来の除雪エリアにて除雪を実施する。

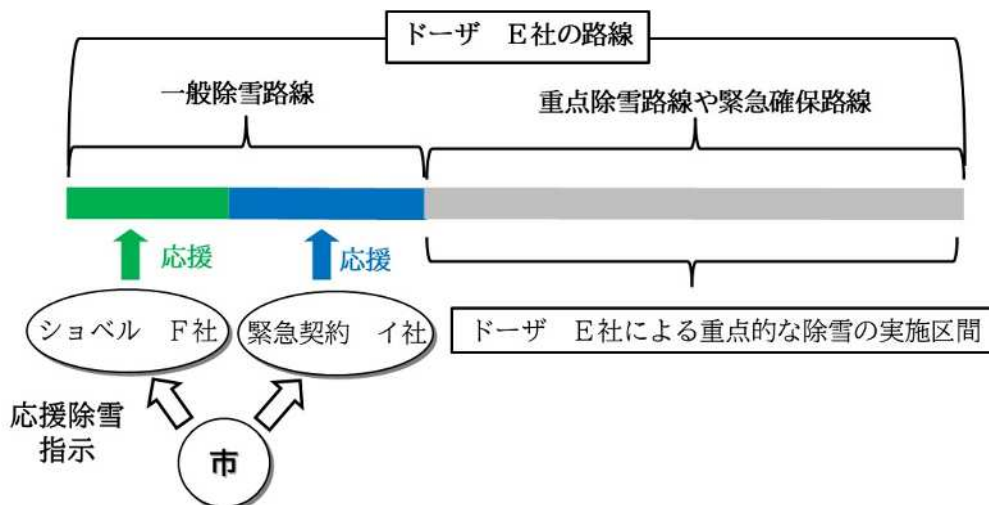


応援除雪のイメージ CASE2 遅延しているエリアの除雪を応援

STEP1 担当している路線の中で、重点除雪路線や緊急確保路線などの除雪優先が高い路線を集中的に除雪した結果、一般除雪路線の除雪に遅れが生じる可能性がある。



STEP2 遅れが生じている一般除雪路線に、周辺エリアや余裕のある企業、緊急契約企業などの応援を実施する。



雪捨場の効率的な運営

異常な降雪時において、除雪した雪を置く場所が少ない市街地で早期除雪完了を目指すには、排雪作業全体を効率化させることが重要である。

よって、雪捨場を効率的に運営し、排雪作業を効率化させるため、市街地に近い雪捨て場については、一時的に昼夜間を問わない運営にするなど、降雪の状況に応じた運営を行う。

関係機関との情報共有の強化

福井県冬季道路情報連絡会（県・市・福井地区建設業会）を開催し、情報の共有及び対応方針の確認を行い、連携を強化する。

また、県等より派遣されるリエゾン を通じて、関係機関との情報共有の強化を図る。

広域的な応援の呼びかけ

短期間の集中的な大雪時には、状況に応じ、道路雪害対策本部から県等から派遣されるリエゾンを通じて、早期の広域的な応援要請を行い、早期の交通確保を図る。

除雪協力企業との緊急契約

協力意向のある企業と除雪協力の覚書を締結し、緊急時には除雪を依頼する。

リエゾン・・・情報連絡員。地方公共団体等の被害状況や支援ニーズを把握し、地方整備局等への報告のほか、状況に応じて技術的助言を実施する。

6 その他の除雪体制

(1) 情報収集

気象情報や積雪状況の確認

福井地方気象台やその他の降雪観測機関との連絡体制を十分に整え、必要な観測情報を迅速かつ正確に入手するよう努める。

また、道路パトロールを随時実施し、積雪及び路面状況の把握を行う。

除雪状況の確認

除雪オペレータに携帯電話の所持を義務づけて、除雪の進捗状況等の把握に努める。

さらに、山間部等パトロールに時間がかかる地域では、状況に応じ、除雪協力企業や自治会長等に協力を要請し、除雪路線の状況の把握等に努める。

位置情報システムの活用

除雪車両にGPS車載器を取り付け、システムにより除雪車両の稼働状況の確認等を行う。

(2) 情報発信

住民協力を得るための広報活動

雪国の快適生活7カ条を広報ふくいや市のホームページ等に掲載し広報することで、除雪に対する協力を呼びかける。

【雪国の快適生活7カ条】

- 1 絶対に路上駐車はしない
- 2 すすんでとりくもう 玄関先や歩道の雪かき
- 3 道路・水路に雪を出さないで
- 4 不要不急の外出を控えて
- 5 公共交通機関の利用を
- 6 大事なものには赤色の目印を
- 7 ゴミ出しは雪が落ち着くまで

また、異常な降雪が見込まれる又は異常な降雪となった際には、日中の除雪に対する理解や不要不急の外出を控えることなどの広報を積極的に行うとともに、民間企業に時差出勤やテレワークの実施、配送計画の見直しなどを呼びかける。

除雪に関する情報提供

市民や道路利用者等に対して、市ホームページやSNS等の情報提供ツールを活用し、除雪に関する情報提供を行う。

(3) 市民協働による除雪に対する支援等

道路除排雪事業協力金（自治会等協力路線）

市の除雪機械による作業が困難な路線（自治会等協力路線）は、自治会等に除排雪の協力を求め、福井市道路除排雪事業協力金交付要綱に基づき、協力金を交付する。

項目	内容
交付対象	市長が指定した市道等について、自治会等が行う除排雪事業
協力金額算出	$\text{協力金額} = A \times B \times C$ A 1メートルあたりの除雪単価（その年度の除雪経費から算出） B 市内一斉除雪を行った回数 （1日あたりの新降雪深が10cm以上であったときに限る） C 自治会等が除排雪を行う市道の延長（m）

小型除雪機購入補助金

自治会等協力路線などの狭小な道路や通学路となっている歩道の除雪など、市民協働による除雪を推進し地域の除雪体制の強化を目的に、自治会等を対象として小型除雪機の購入補助金交付事業を実施する。

項目	内容
補助金	小型除雪機購入費補助金
対象経費	小型除雪機の購入費（付加仕様を含む） トラクターに装着して使用する除雪機械の購入費
補助率	2分の1
限度額	80万円/台
補助要件	<ol style="list-style-type: none"> 申請者は複数の自治会又は同一自治会内の複数班であること。ただし、子ども会、青壮年会等の団体は対象外とする。 除雪予定箇所に福井市道路除排雪事業協力金交付の対象となる路線の延長が合計100m以上含まれていること。ただし、当該路線の延長の合計が100mに達しない場合は、市道の歩道を除雪予定箇所に加え、合計100m以上除排雪すること。 最大除雪高さ500mm以上の性能を有する小型除雪機であること。 車両に装着して使用する除雪機械を購入する場合は、装着する車両を確保し、当該車両は道路運送車両法に適合していること。 除雪機械を装着した車両を運転する場合は、道路交通法を厳守すること。

市民雪置き場支援事業補助金

住宅密集地において、自治会や市が行う除雪に伴う排雪箇所について、市民が雪置き場として土地を提供した場合、市民雪置き場支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。

市民協働除排雪補助金

警戒体制時に市が指定した期間内において、自治会が行う除排雪活動を支援することにより、生活道路等の早期の交通確保を図ることを目的に、福井市市民協働除排雪補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。

市民一斉除雪デーの実施

市内が大雪に見舞われた後の日曜日に、「市民一斉除雪デー」を設定し、市民参加を呼びかける。

行政の役割：雪捨場の開設や歩道の一斉除雪 等

市民の役割：自治会やPTAなどによる歩道除雪の実施 等

(4) オペレータや除雪機械の把握

本市の除雪に協力可能なオペレータや除雪機械の把握に努める。

(5) オペレータの確保

持続可能な除雪体制を確保するため、除雪機械の運転に必要な免許の取得及び技能講習の受講に対し、福井市除雪オペレータ育成支援事業補助金交付要綱に基づき、費用の一部を支援する。

(6) 除雪機械の確保

除雪機械を確保するため、除雪機械を購入し、計画的な除雪機械の更新、増強を行う。

また、除雪協力企業が所有する老朽化した除雪機械の更新や新規購入に対し、福井市道路除排雪機械整備費補助金要綱に基づき、購入費の一部を支援する。

(7) オペレータの技術の向上

オペレータの除雪技術の向上を図るため、初めて道路除雪作業を行うオペレータに対し、除雪機械の除雪機械技術講習会への参加を義務付ける。

7 除雪計画路線

(1) 除雪路線延長

(単位:km)

道路種別	最重点除雪路線	重点除雪路線	緊急確保路線	一般除雪路線	消雪路線	春期除雪路線	合計
路線延長	19.9 (±0)	36.6 (+3.8)	189.8 (-2.7)	1,456.2 (+5.9)	83.2 (+1.0)	55.5 (+1.3)	1,841.2 (+9.3)

市道認定路線延長 2,186.8km R4.3.31時点
カッコ内の数値は、昨年度からの増減数

(2) 歩道路線延長

(単位:km)

道路種別	福井市中心部	通学路	総合病院	合計
路線延長	13.7 (±0)	33.7 (+1.0)	0.8 (±0)	48.2 (+1.0)

カッコ内の数値は、昨年度からの増減数

【参考】

令和3年1月の大雪の写真



広域応援による除雪



除雪前の道路



路肩に積み上げられた雪



生活道路の除雪の様子